

平成24年4月1日

(第13条関係)

第1 修士論文題目届及び修士論文の提出について

- 1 提出期限は、次のとおりとする。ただし、提出期限が休日のときは、その翌日とする。
 - (1) 修士論文題目 10月31日（前期末修了予定者にあつては、5月31日）
 - (2) 修士論文 1月10日（前期末修了予定者にあつては、7月31日）
- 2 特別の事由により所定の期限内に提出できない場合は、願出により指導教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。
- 3 届け出た修士論文題目を変更しようとするときは、指導教員の承諾を得て、修士論文提出期限の1か月前までに、研究科長に届け出なければならない。

(第14条関係)

第2 「修士論文審査要旨」の作成及び審査の手続について

- 1 「修士論文審査要旨」は、別記様式のとおりとする。
- 2 研究科委員会における報告は、審査会主査が行う。

(第15条関係)

第3 修士論文、最終試験の評価の方法

修士論文及び最終試験の評価は、合格又は不合格とする。ただし、修士論文の合格者の学業成績原簿には、5、4、3又は2の評点をもって記載する。

第4 修了単位不足者の修士論文について

修士論文の合格者の評点の記入は、単位満了まで保留する。

(第21条関係)

第5 再入学を志願する者については、修士課程へ志願する者と同様に当該年度の願書受理期間に、出願するものとする。

付 則

この運用方針は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この運用方針は、平成27年4月1日から施行する。

様式（第2関係）

修士論文審査要旨

合格	不合格

尾道市立大学大学院日本文学研究科

論文題目		専攻		氏名	

審査委員名 主査，委員，委員

平成 年 月 日
備考 用紙の規格は、A4横長とする。
字数は、200字程度とする。